

平成29年第7回東京都北区教育委員会臨時会

| | | | |
|-------|---------------------|---|--|
| 会議月日 | 平成29年8月29日(火) 午前10時 | | |
| 開催場所 | 北区教育委員会室 | | |
| 出席委員 | 教 育 長 清 正 浩 靖 | 委 員 加 藤 和 宣 | |
| | 委 員 檜 垣 昌 子 | 委 員 渡 辺 敦 子 | |
| | 委 員 本 間 正 江 | | |
| 欠席委員 | 委 員 森 岡 謙 二 | | |
| 事務局職員 | 教育振興部長 | 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長) | |
| | 学校改築施設管理課長 | 学校支援課長 | |
| | 生涯学習・学校地域連携課長 | 教育指導課長 | |
| | 教育支援担当課長 | 飛鳥山博物館長 | |
| | 中央図書館長 | | |
| | 学校適正配置担当部長 | | |
| | 子ども未来部長 | 子ども未来課長 | |
| | 放課後子ども総合プラン推進担当副参事 | 子どもの未来応援担当副参事 | |
| | 子育て施策担当課長 | 保育課長 | |
| | 男女いきいき推進課長 | 子ども家庭支援センター所長 | |

会議に付した議案並びに審査結果

| 日程 | 議案番号 | 提 案 内 容 | 結果 |
|----|------|--|----|
| 1 | 58号 | 平成29年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について | 承認 |
| 2 | 59号 | 東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について | 承認 |

| 日程 | 報告事項 | 報 告 内 容 | 結果 |
|----|------|-----------------------|----|
| 3 | 39号 | 図書館の利用制限及び臨時休館について | 了承 |
| 4 | 40号 | ひとり親家庭等相談コーナーの設置等について | 了承 |
| 5 | 41号 | 後援・共催事業に関する報告 | 了承 |

平成29年第7回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成29年8月29日(火) 10:00

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しております。これより、平成29年第7回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第58号議案「平成29年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは第58号議案、平成29年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)にかかります地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書を3枚おめくりいただきまして、5ページをお開きいただきたいと存じます。こちらの第1表は、教育委員会に関する部分の歳入歳出予算となっております。教育振興部と子ども未来部の予算が合算されております。詳細につきましては、別添資料をつけさせていただいておりますので、後ほど教育振興部にかかるところを私から説明させていただき、子ども未来部にかかるところは子ども未来課長から説明させていただきます。

初めに、歳入からご説明申し上げます。3款福祉費、4項児童福祉費、表の右から2行目が補正額となります。あわせまして12億6,105万1,000円の増額です。8監教育費は2項の小学校費が2,092万8,000円の減額。6項の認定こども園費が2,360万9,000円の増額。8款教育費では、通算しまして268万1,000円の増額補正となりまして、歳出合計、一番下でございます。12億6,373万2,000円の補正額です。

次に歳入でございますが、14款国庫支出金が負担金と補助金それぞれお示しのとおり、合計で2億5,853万7,000円の増額。15款都支出金が負担金と補助金それぞれお示しのとおり、合計で3億8,868万円の増額となりまして、歳入合計で6億4,721万7,000円の補正額です。

次に、裏面の6ページをお開きください。第2表債務負担行為の補正の追加で、教育振興部にかかりますのは表の最下段と、その上の1件、那須高原学園と文化センターの管理運営費につきましては、5カ年の債務負担行為を設定させていただいております。指定管理者が管理運営を行うに当たりまして、その指定期間及び協定が複数年度にわたることから、債務負担行為を設定するというものでございます。この2件以外につきましては、後ほど子ども未来課長からご説明いたします。

それでは改めまして、詳細につきまして別添資料に沿って、まず教育振興部にかかるところをご説明させていただきます。第58号議案参考資料の①をごらんいただきたいと思います。

最初に歳出のほうからご説明させていただきます。歳出を説明する中で関連する歳入等の内容も説明させていただきますと存じます。まず、第2項の小学校費、学校管理費の最初でございます(1)職員給与費、こちらが3,000万円の減額。こちらは職員数が減ることによる減額補正でございます。

(2)学校施設整備費で、907万2,000円の増額をしています。これまで小中学校では平成26年度からトイレ洋式化に取り組みまして、平成29年4月時点において、洋式化率は60%となっております。このたび東京都から平成32年度までに洋式化率80%を達成するよう、新たな補助事業が策定されましたので、この補助事業を活用しまして、豊島若葉小学校のトイレ洋式化工事を行うものです。北区といたしましても、洋式化率80%とする整備を進めていきたいと考えております。

歳入で計上しております、補正額380万3,000円がこの都補助金でございます。

次に、歳出の下の表の第6項認定こども園費の(1)職員給与費、1,200万円の増額。こちらは職員数の増によります補正となっております。

教育振興部にかかる説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、子ども未来課長から説明がございます。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

続きまして、子ども未来部関連の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

恐縮ですけれども、再び6ページのほうをお開きいただければと思います。先ほど教育政策課長からお話がありましたように、子ども未来部につきましては上からまず7件につきましては、保育園、児童館及び子どもセンターの管理運営につきまして、それぞれ指定管理期間の債務負担行為を設定するためのもので、指定管理者が管理運営を行うに当たりまして、その指定期間及び協定が複数年度にわたるため設定させていただくものでございます。

上から8番目、下から3段目につきましては、こちらにつきましては、仮称新志茂保育園の整備設計業務委託でございます。こちらにつきましては、仮称新志茂保育園の改修設計が2カ年にわたるためのものでございます。

続きまして恐縮ですけれども、参考資料のほうを②をお開きいただければと思います。子ども未来部関係の補正予算の歳入歳出でございます。先に恐縮ですけれども2ページからの歳出のほうからご説明をさせていただければと思います。

2ページにつきましては、歳出、第3款福祉費でございます。第4項児童福祉費につきましては、補正総額が12億6,000万余でございます。こちらにつきましては、保育所の待機児解消等が中心となっております。なお、以下におきまして28年度の補助金等の精算に伴う返還金、こちらについては説明については省略をさせていただきますと思います。

まず初めに、児童福祉総務費でございます。(2)私立保育所整備費助成費、そして(3)小規模保育所等開設準備費、これにつきましては民間の保育施設を誘致するための経費を補正をしているところでございます。(2)につきましては、私立保育所整備補助を新たに1カ所、(3)につきましては、小規模保育所を新たに3カ所誘致するための補助金を計上しているものでございます。

その下の(4)から(8)、こちらにつきましては、先ほど申し上げました国や都からの負担金補助金の精算に伴う返還金でございます。なお大変恐縮なのですが、順番が4、5、6、8となっておりますけれども、8を7にご訂正をいただければと思います。大変申しわけございません。

続きまして、保育所費についてでございます。(1)公立保育園運営委託費で、区立保育園を指定管理者が管理運営する経費につきまして、国が定めます保育の単価、公定価格と言っておりますけれども、その変動及び保育従事職員のキャリアアップ経費を踏まえて指定管理者料を増額しているものでございます。

続きまして児童保育費です。(1)私立保育所委託費は、国基準保育実施費等の増額、(2)の地域型保育事業費は、地域型保育給付費の増額等に伴いまして経費を増額しているものでございます。

(3)、(4)、(5)につきましては、保育従事職員のキャリアアップ事業補助費の増額、(6)につきましては、民間保育所運営支援事業費でございますけれども、保育従事職員の宿泊借上げ支援事業補助金の増額、そして保育補助者雇い上げ強化事業補助金の増額及び、新たに設けられましたICT化推進事業補助金の増額でございます。

次に、子育て支援費につきましては、(1)から(4)、こちらも28年度の国や都からの補助金の精算に伴う返還金でございます。児童福祉費の最後でございます。児童福祉施設建設費、(1)保育所改修費でございます。現在の志茂東ふれあい館を改修しまして、区立保育所として整備するための設計費等を計上するものでございます。

続きまして恐縮ですが、3ページのほうにお移りいただければと思います。こちらは教育費でございます。私立の認定こども園関連で補正予算を計上しているものでございます。(1)私立認定こども園費で、職員のキャリアアップ事業補助金を増額しておるところでございます。(2)は、28年度の都負担金の精算に伴う返還金でございます。

歳出につきましては以上で恐縮ですが、1ページにお戻りいただきまして歳入でございます。

まず14款国庫支出金、第1項国庫負担金、それから下段の15款都支出金の第1項都負担金はそれぞれ私立認可保育所等の入所実施経費にかかわります負担金等の増額によるものでございます。

次に、国庫支出金の第2項国庫補助金で、(1)下段の都支出金の第2項都補助金の

(1) から (4) につきましては、保育所の待機児解消関連の補助金となっているところでございます。それぞれ先ほど歳出で説明をさせていただきました事業実施等に伴います補助金の増額、そして新たに設けられましたICT化推進事業の補助制度等によるものが主な増要因となっているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

清正教育長

説明、ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は異議なしとすることに決定させていただきます。

次に、日程第2、第59号議案「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは1ページ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取についてのうち、記書き1の東京都北区立学校の学校医学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

北区立小中学校及び中学校の学校医学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償基礎額等につきましては、東京都の基準に準じて行うことになってございます。東京都の条例が平成29年6月14日付をもって改正され施行されましたので、都条例の改正にあわせて区の条例の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが10ページ、最後の説明欄をごらんください。学校医等の公務災害補償に係る補償基礎額等の改訂を行うため、この条例案を提出するものでございます。

11ページ、新旧対照表です。改正後が上の表、現行が下の表となっております。今回の条例改正でございますが、大きく分けて2点ございます。一つが補償基礎額の扶養加算額の改定を行うものでございます。もう一つが介護保障の限度額の改訂を行うも

のでございます。改正内容ですが、まず第4条関係、補償基礎額の扶養加算額ですが、配偶者が450円から200円に、経験年数が10年以上16年未満の学校医、及び歯科医、以下特定経験年数学校医と言いますが、この場合は100円に、それから22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が300円。現行200円から300円に。同じく孫の場合は、加算額が200円、これは従前どおりでございます。さらに特定経験年数学校医の扶養の場合は100円になります。60歳以上の父母、祖父母は200円、特定経験年数学校医の扶養の場合は100円になります。22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟、妹の場合は200円、特定経験年数学校医の扶養の場合は100円になります。

重度心身障害者の場合は200円、特定経験年数学校医の扶養の場合は100円となります。また経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族の加算は行われなくなります。

次に、第12条の介護保障ですが、常時介護を要する状態にあり、実費を支出して介護を受けた日がある場合は、10万4,950円から10万5,130円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合、5万7,030円が5万7,110円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合、5万2,480円が5万2,570円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合、2万8,520円が2万8,560円に改定を行うものでございます。

恐れ入りますが、6ページをお開きください。附則でございます。この条例は公布の日から施行いたします。それから経過措置につきましてはお示しのとおりとなっております。基本的には増額となるものにつきましては、本年4月1日にさかのぼって、減額になるものにつきましては公布の日からの施行になります。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

子ども未来
課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来
課長 続きまして2番の東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例について、私のほうからご説明をさせていただければと思います。

恐縮ですけれども15ページまでお進みをいただければと思います。こちらがこの条例の資料となっておりますのでございます。恐縮ですけれども、おめくりいただき、先に18ページをお開きいただければと思います。説明欄でございます。こちらにつきましては、東京都北区立赤羽西五丁目児童館を廃止するほか、十条台児童館及び八幡山児童館を子どもセンターとするため、この条例案を提出するものでございます。本件につきましては29年2月の教育委員会の協議会でもご説明をさせていただいたもので、こちらにつきましては条例改正等の手続をするものでございます。なお、児童館につきまし

ては、放課後子ども総合プランの導入に伴いまして、子どもセンター、ティーンズセンター配置方針等を踏まえまして、子どもセンターへの移行、あるいは統合を計画的に進めているところでございます。なお、名称につきましては、十条台児童館を十条台子どもセンター、八幡山児童館を八幡山子どもセンターといたします。

続きましてお進みいただいて、19、20、こちらにつきましては新旧対照表でございますので、後ほどご高覧をいただければと思います。

21ページにつきましては案内図ということで、本件に关します赤羽西五丁目児童館等の配置図についてお示ししているところでございます。

恐縮ですけれども、17ページのほうにお戻りいただきまして、施工期日、中ほど附則の施行期日でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行とさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほうをお願いします。

生涯学習学校地域連携課長

教育長

清正教育長

生涯学習学校地域連携課長

生涯学習学校地域連携課長

私のほうからは、3番及び4番のご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。23ページまでお進みください。第75号議案、東京都北区立那須高原学園の指定管理者の指定についてでございます。

おめくりいただきまして25ページのほう、議案の内容になってございます。左側の説明欄でございます。那須高原学園の指定管理者を指定するため、本案を提出するというものでございまして、施設の名称は北区立那須高原学園白樺荘でございます。指定管理者の名称はニッコトラスト、こちら今回の提案で4期目になるところでございます。指定の期間は30年の4月1日から35年の3月31日までということでございます。

引き続きまして27ページをお願いいたします。第76号議案、東京都北区立中央公園文化センター等の指定管理者の指定についてということでございます。

おめくりいただきまして、30ページをお願いいたします。30ページは説明欄でございます。東京都北区立中央公園文化センター等の指定管理者を指定するため、本案を提出するものでございます。お戻りいただきまして29ページでございます。北区立中央公園文化センター等、等と申しますのはこの三つの文化センターを指定管理者に管理を行わせるというためのものでございまして、ご案内のとおり北区立中央公園文化センター、赤羽文化センター、滝野川文化センター、この3文化センターを指定管理者、株式会社旺栄に公の施設の管理を行わせるというものでございまして、こちらも4期目でございます。この指定で4期目で、平成30年の4月1日から35年の3月31日までを指定の期間とするものでございます。

私の説明は以上でございます。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

続きまして、私のほうから5から8の4議案、これにつきまして一括してご説明をさせていただきます。なお、5の滝野川東児童館及び6の袋児童館、こちらについての指定管理の指定につきましては、非公募の妥当性審査による選定でございます。また7の十条台子どもセンター、及び8の八幡山子どもセンターにつきましては、公募により選定をさせていただいたものでございます。

恐縮ですけれども、資料につきましては31ページまでお進みをいただければと思います。5の初めに、滝野川東児童館の指定管理者の指定についてでございます。恐縮ですけれども、1枚おめくりいただきまして33ページの説明欄をごらんをいただければと思います。以下、4議案につきましてそれぞれの施設の指定管理者を指定するものでございまして、33ページ、この議案につきましては北区立滝野川東児童館の指定管理者の指定についてでございます。

恐縮ですけれども、右の部分をごらんをいただければと思います。施設名称は、東京都北区立滝野川東児童館、指定管理者の名称は株式会社日本デイケアセンター、指定管理の期間はお示しのとおり平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間で、3期目の指定となっているところでございます。なお、指定管理期間につきましては、放課後子ども総合プランの導入等にあわせまして、31年度までの2カ年とさせていただきます。

恐縮ですけれども、1枚おめくりいただきまして35ページ、こちらが6の袋児童館の指定管理者の指定でございます。説明欄のほうを37ページ、ごらんをいただければと思います。同様に、袋児童館の指定管理者を指定するためのものでございます。右側の部分でございます。施設の名称は東京都北区立袋児童館、指定管理者の名称は、株式会社日本保育サービス、指定管理の期間は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2カ年で、こちらも3期目の指定となっております。なお、指定管理期間につきましては先ほど同様、放課後子ども総合プランの導入にあわせまして2カ年とさせていただきます。

続きまして、7番の東京都北区立十条台子どもセンターの指定管理者の指定についてでございます。本件と事案につきましては、先ほどご説明しました子どもセンターへ移行する、それによりますものでございますので、公募により指定管理者を選定させていただいたものでございます。

初めに、十条台子どもセンターの指定管理者の指定の議案についてでございます。39ページから始まります。41ページを先にごらんをいただければと思います。説明につきましては説明欄同様でございまして、東京都北区立十条台子どもセンターの指定管理者を指定するためのものでございます。施設の名称につきましては、東京都北区立十条台子どもセンターでございます。指定管理者の名称につきましては、株式会社こども

の森、指定の期間につきましては平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5カ年となっているところでございます。

恐縮ですけれども、また1枚おめくりいただきまして、8番の東京都北区立八幡山子どもセンターの指定管理者の指定でございます。こちらも1枚おめくりいただきまして45ページに説明欄、同様に、東京都北区立八幡山子どもセンターの指定管理者を指定するための議案でございます。施設の名称は東京都北区立八幡山子どもセンター、指定管理者の名称につきましては社会福祉法人東京聖労院でございます。指定の期間につきましては平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5カ年となっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひご審議のほうをお願いいたします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

私からは、9から11の保育園の指定管理に関する3議案について一括してご説明させていただきます。なお、いずれも継続の案件でございます。処遇施設として非公募の妥当性審査となります。

恐れ入ります。47ページをごらんください。9番、東京都北区立岩淵保育園の指定管理者の指定についてです。

49ページをごらんいただき、説明欄でございますけれども、こちらの3議案とも東京都北区立保育園の指定管理者を指定するため、本案を提出するものです。また、記書きの指定の期間も3議案とも平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5カ年、いずれの2期目となりますので、以下の議案では説明欄及び指定の期間の説明は省略させていただきます。施設の名称ですが、東京都北区立岩淵保育園、指定管理者の名称は社会福祉法人こうほうえんとなります。

続きまして51ページ、10番、東京都北区立浮間東保育園の指定管理者の指定についてです。1枚おめくりいただき53ページをごらんください。施設の名称は、東京都北区立浮間東保育園、指定管理者の名称は、社会福祉法人三社会となります。

最後は55ページ、11番、東京都北区立西ヶ原南保育園の指定管理者の指定についてです。

57ページをごらんいただき、施設の名称は、東京都北区立西ヶ原南保育園、指定管理者の名称は社会福祉法人東萌会となります。

私からの説明は以上です。

清正教育長

それぞれ説明ありがとうございました。

それでは初めに、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

| | |
|--------|---|
| 檜垣委員 | 教育長 |
| 清正教育長 | 檜垣委員 |
| 檜垣委員 | 質問なのですけれども、この学校医、それから学校歯科医、薬剤師の公務災害の補償なのですけれども、内容自体については賛同しておりますが、実際に公務災害というのがどのぐらい起きるものなのか、お分かりになる範囲で教えていただければと思います。 |
| 学校支援課長 | 教育長 |
| 清正教育長 | 学校支援課長 |
| 学校支援課長 | 実際には公務災害の支出をしたという記録はありませんので、ほとんどないという状況でございます。 |
| 檜垣委員 | わかりました。 |
| 清正教育長 | ほかには、よろしいでしょうか。 (質疑・意見なし) |
| 清正教育長 | それでは次に、東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。 (質疑・意見なし) |
| 清正教育長 | それでは次に、東京都北区立那須高原学園の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。 (質疑・意見なし) |
| 清正教育長 | それでは次に、東京都北区立中央公園文化センター等の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。 (質疑・意見なし) |
| 清正教育長 | ありがとうございます。 |

次に、東京都北区立滝野川東児童館の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区立袋児童館の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

次に、東京都北区立十条台子どもセンターの指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

次に、東京都北区立八幡山子どもセンターの指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

次に、東京都北区立岩淵保育園の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区立浮間東保育園の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区立西ヶ原南保育園の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ただいまの各委員さんのご意見を伺いますと、2件の条例及び9件の議案につきまして、特に反対意見はないようですので、本件について意見なしとすることで

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は異議なしとすることに決定させていただきます。
次に、報告事項に移ります。

日程第3、報告第39号、図書館の利用制限及び臨時休館について、事務局から説明をお願いいたします。

中央図書館
長

教育長

清正教育長

中央図書館長

中央図書館
長

それでは、図書館の利用制限及び臨時休館につきまして、私よりご報告させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページの委員会資料をごらんください。1の要旨でございます。今年度後半に特定天井改修工事、エレベーター改修工事及び図書館システムの更新作業が予定されております。その関係で、図書館の利用制限及び臨時休館を実施するものでございます。

2の工事等の概要でございます。(1)中央図書館の特定天井改修工事につきましては、工事期間が11月中旬から30年3月上旬を予定しております。利用制限の内容ですが、工事開始時の20日間程度はイベント広場への立ち入りができなくなることから、利用範囲の制限を行うものでございます。

2ページをごらんください。中央図書館1階、2階の平面図でございます。右手が中央図書館の東側でございます。道路はKバスの通りでございます。図面上側が公園でございます。左手西側が自衛隊十条駐屯地でございます。2階の図面中央の太い線で囲まれた吹き抜けと書かれた部分が特定天井改修工事を行う部分でございます。この吹き抜けの1階部分がイベント広場になってございます。こちらに工事用の足場等を設ける関係で、1階イベント広場及びその右側の点線で囲んであります1階東側が利用制限を行う範囲でございます。

利用制限の期間中の図書館利用者の動線ですが、基本的に2階の東側、道路側の2階出入口を主に利用していただくこととなります。階段をご利用いただく場合には、2階出入口より矢印に沿って進み、こども図書館の中を進みまして、①の階段より1階へおりにいただくこととなります。エレベーターをご利用いただく場合には、2階出入口より矢印に沿って進み、こども図書館の中を点線に沿って進みまして、②のエレベーターより1階へおりにいただくこととなります。また、1階の公園側の出入口をご利用させる場合には、イベント広場には入れませんので、エレベーターAで一度2階に上がっていただきまして、①の階段、もしくは②のエレベーターをご利用になって1階におりにいただくようになります。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、(2)の上十条区民センターのエレベーター改修工事についてです。当施設の3階に上十条図書館がございます。工事期間は平成30年1月15日から3月下旬まででございます。工事期間中はエレベーターが使用できないため、図書館利用者は階段をご利用していただくことになります。階段利用ができない方への対応といたしまして、1階に図書館スタッフを呼び出すためのインターホンを設置するなどの対応を検討中でございます。工事期間中に一部工程で臨時休館を実施する場合がございます。

(3)の図書館システム更新作業につきましては、作業期間が平成30年2月26日から3月5日までの8日間でございます。作業期間中は全図書館、分室も含みまして臨時休館となるものでございます。資料の閲覧、貸出、インターネットサービス等、全てのサービスが利用停止となるものでございます。しかし、ブックポストへの資料返却は可能でございます。

(1)、(2)の工事につきましては、9月下旬に工事事業者を決定し、利用制限等の期間、詳細などが確定いたします。また、工事期間中は継続的に騒音や振動の発生が予想されております。

3の今後の予定でございます。9月4日、庁議報告をいたします。9月15日、文教子ども委員会へ報告いたします。9月下旬に利用制限等の詳細を北区ニュース、館内掲示、ホームページなどで周知してまいります。また、図書館発行の図書館カレンダーで臨時休館について周知をしてまいります。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

図書館の件について1点だけ細かなことですが質問させてください。この間の貸し出しはしないということなのですが、この間をまたがって事前に借りたものについて3月6日以降に返すという形で、学校等での利用は可能でしょうか。

中央図書館長

教育長

清正教育長

中央図書館長

中央図書館長

この間の貸し出しはできなくなっておりますけれども、事前に貸したのものに関しましては、返却等は可能でございます。

| | |
|---------------|---|
| 本間委員 | それは借りられる。 |
| 中央図書館長 | はい、借りられる、お貸しすることはできます。 |
| 本間委員 | ありがとうございます。 |
| 清正教育長 | ほかはいかがでしょうか。 |
| 檜垣委員 | 教育長 |
| 清正教育長 | 檜垣委員 |
| 檜垣委員 | システム更新についてなのですけれども、このシステム更新作業はどこかの業者がやられているのか教えていただければと思います。 |
| 中央図書館長 | 教育長 |
| 清正教育長 | 中央図書館長 |
| 中央図書館長 | 現在、使っております日立製作所がシステムのほうの更新を担当してございます。 |
| 檜垣委員 | ありがとうございます。 |
| 清正教育長 | ほかよろしいでしょうか。 (質疑・意見なし) |
| 清正教育長 | それでは、ご質疑、ご意見ないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。 次に、日程第4、報告第40号「ひとり親家庭等相談コーナーの設置等について」事務局から説明をお願いいたします。 |
| 子どもの未来応援担当副参事 | 教育長 |
| 清正教育長 | 子どもの未来応援担当副参事 |

子どもの未来
応援担当
副参事

それでは私から、ひとり親家庭と相談コーナーの設置等について、ご報告をさせていただきます。

資料を1枚おめくりいただきまして、1の要旨をごらんください。北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」に基づき、「ひとり親家庭等相談コーナー」を29年9月1日から設置させていただくに当たり、相談コーナーの愛称、実施主体が決定し、またひとり親ガイドブック、周知案内チラシ等が完成いたしましたので、ご報告させていただきます。

次に、2の事業の概要をごらんください。(1)の対象者につきましては、ひとり親家庭またはひとり親家庭となることが予測される家庭で子を監護する者とさせていただきます、今後離婚してひとり親になることを考えている保護者からの相談も受け付けます。

(2)の受付時間につきましては、平日8時半から17時とさせていただきます、(3)場所につきましては、区役所第一庁舎2階5番窓口に設置をいたします。窓口の愛称につきましては、そらまめ相談室とさせていただきます。本日、席上配付させていただきました、こちらの北区ひとり親応援ガイドブックのこちらの裏面にも書かせていただいているのですが、そらまめはその名のとおり、まめのさやが空に向かって伸び実をつけ、天を目指して実を結ぶ姿は、家族が希望に向かう姿そのものであり、相談窓口を利用する家族が安心して守られながら、希望に向かって暮らしていただくことを応援するため、そらまめ相談室という愛称をつけさせていただきます。

次に(4)の相談員につきましては、産業カウンセラー、心理カウンセラー、弁護士、ファイナンシャルプランナーを配置いたしまして、お示しさせていただきます(5)の相談内容に対応いたします。

恐れ入りますが資料をおめくりいただきまして、(6)の相談方法につきましては面接相談とし、(7)の実施主体につきましては、株式会社エイジェックをプロポーザルにて選定をいたしました。こちらの事業者は江戸川区や練馬区で既にひとり親家庭の相談窓口を受託運営している実績がございます。

次に3の今後の予定につきましては、8月末から9月上旬にかけて、こちらも本日席上配付させていただきました、こちらの周知用のチラシをひとり親世帯である児童育成手当受給世帯、全2,400世帯へ送付し、支援が必要な世帯へ窓口への誘導を図っていきたいと考えてございます。その他事業周知といたしまして、ホームページ、北区ニュース、区民事務所、幼稚園、保育園、小中学校等へ、こちらも本日席上配付をさせていただきました、こちらのポスターを掲示させていただきますたり、パンフレットについて設置をさせていただきたいと考えてございます。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

説明、ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

檜垣委員

教育長

| | |
|---------------|---|
| 教育長 | 檜垣委員 |
| 檜垣委員 | <p>ご説明ありがとうございます。いよいよ始まるということで、大変いいプランなので期待したいと思います。</p> <p>それで、ひとり親家庭の方々のご支援なのですけれども、ひとり親家庭になるまでに、要するに決断するまでにいろいろ悩まれている方もいると思うのですけれども、そういう方のご相談というのもどうなのでしょう。</p> |
| 子どもの未来応援担当副参事 | 教育長 |
| 清正教育長 | 子どもの未来応援担当副参事 |
| 子どもの未来応援担当副参事 | <p>こちらの資料、事業の概要の（１）のひとり親家庭またはひとり親家庭となることが予測されるご家庭ということで、離婚などを考えているご家庭につきましてもご相談いただけます。やはり離婚の前に養育費の関係であったり、あと面会交流の関係という取り決めについて法律相談をした中で、離婚を進められている方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方に対しても対応させていただくことを考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 檜垣委員 | ありがとうございます。その辺、よく周知していただければと思います。よろしくお願いたします。 |
| 清正教育長 | ほかにいかがでしょうか。 |
| 渡辺委員 | 教育長 |
| 清正教育長 | 渡辺委員 |
| 渡辺委員 | <p>本当に区民にとって親切でありがたいプランを早々にこのように丁寧にパンフレット等をつくっていただいて、本当によかったなと思っております。</p> <p>これはちょっと私、余談になりますけれども、絵本で「そらまめくんのベッド」というものがありまして、とてもすごく温かい絵本なのです。そのそらまめがこういうふうに絵で出ており、そらまめ相談室という名称も温かくてすてきなと思いました。</p> <p>1点なのですが、今、檜垣委員もお話がありましたが、ちょっと悩んでいる方々も多く見受けられるのかなと思います。こういう時代になっておりますので、今後の予定のところでもひとり親世帯への周知、案内チラシを送付ということになっておりますが、ちょっと予算の関係もあるかと思いますが、できればこのようなカラーで最初は全世帯に送っていただいて、ポスター等ではなく、手元で周知してあげてほしいというのがあ</p> |

ります。もしかしてその方たちに届かなかったとしても、相談した保護者同士でこういうのがあったからちょっと相談してみたらという、区の施策というものに対しても言葉を通しての周知というのもできてくると思いますので、ぜひ各家庭に最初のうちは配付していただくとありがたいなという気持ちで発言させていただきました。以上です。

子どもの未来
応援担当
副参事

教育長

清正教育長

子どもの未来応援担当副参事

子どもの未来
応援担当
副参事

貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。今、全世帯ということでお話をいただいたのですが、なかなか子育て世代全世帯というのは、なかなか周知というのが難しいというふうに今考えてございます。ただ、保育園やあとは民生委員、あと学校、あとスクールソーシャルワーカーの方には直接訪問、私のほうでご説明をさせていただいて、そういった対象の世帯がいらっしゃれば、こういった支援があるということで、まだひとり親になっていない世帯の方についても、そういった形で周知のほうを勧めさせていただきながら、また課題のほう整理をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

清正教育長

北区ニュースが全戸配布なので、ぜひ丁寧な記事をお願いできればと思います。ほかに。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

同じく大変よい施策でありありがたいなというふうに思っているのですが、1点だけ、受付の窓口が開いている時間帯というのは、今後検討の余地があるのかどうか。今、変更は難しいかと思いますが、お伺いしたいと思います。

子どもの未来
応援担当
副参事

教育長

清正教育長

子どもの未来応援担当副参事

子どもの未来
応援担当

窓口の開設時間につきましては、平日で今年度設定をさせていただきました。まず、第一庁舎ということで、ひとり親家庭の方が児童育成手当等を受給されるということ

| | |
|--------|--|
| 副参事 | <p>で、そういった手続の隣に窓口を設置させていただいているということで、そのことからそこだけを土曜日に開設するというのがなかなか難しいかなというふうに考えてございます。</p> <p>児童育成手当の申請をしたついでに、そういったところの方についても相談を受け付けたいというふうに考えてございます。ただ、土曜だったり日曜であったり、そういったニーズがもしあるのであれば、またそちらについても整理をしながら検討していきたいというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 本間委員 | <p>では、今後ニーズに応じてということで期待しております。よろしくお願いいたします。</p> |
| 清正教育長 | <p>ありがとうございます。ほかいかがでしょう。</p> |
| 加藤委員 | <p>教育長</p> |
| 清正教育長 | <p>加藤委員</p> |
| 加藤委員 | <p>ひとり親の応援ガイドブック、大変すばらしいものだと思います。しかし、本来子どもというのは、両親がそろって子どもが生まれてくるものです。</p> <p>やむを得ずひとり親になってしまったというようなことがあれば、手厚くこういう応援ガイドブックがあるのだから、どうぞ利用してくださいということが本来だと思います。</p> <p>ただ、子育てと言うのは、やはり両親が責任をもって子育てをするというのが基本だと思います。</p> <p>両親がそろって自分たちが責任をもって教育を行うということを、一番の基本としておいてほしいなど。</p> <p>その辺何か注意喚起みたいなものがあると良いなと逆に思います。やはり子育ては両親がすべきものだという事、お願いしたいと思います。意見です。</p> |
| 清正教育長 | <p>ほかによろしいでしょうか、この件に関しましては。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 清正教育長 | <p>ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第5、報告第41号「後援・共済事業に関する報告について」事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 教育政策課長 | <p>教育長</p> |

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第41号、後援・共済事業についてご報告させていただきます。恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして1ページをお開きください。

今回は記書き以下、名義使用承認報告が9件と、事業実績報告が5件でございます。まず1件目でございます。事業名が「東京都図画工作研究会 平成29年度城北大会」。主催者が東京都図画工作研究会でございます。お示しのとおりの内容で、足立区関原小学校を会場に行われます。

次に2件目、事業名が「第6回中央大学文化講演会」、主催者が中央大学学会東京北区支部でございます。お示しのとおりの内容で、北とびあ天覧の間を会場に行われます。

おめくりいただきまして、2ページをごらんください。3件目でございます。事業名が「2017北区花火会」、主催者が2017北区花火会実行委員会でございます。お示しのとおりの内容で、荒川河川敷・赤羽岩淵水門周辺を会場に行われます。

次に4件目でございます。事業名が「王子狐の夕すず美2017」、主催者が王子狐の夕すず美実行委員会でございます。お示しのとおりの内容で、音無親水公園を会場に行われます。

次に5件目、事業名が「きたく子ども劇場鑑賞例会」、主催者がきたく子ども劇場でございます。

7ページをお開きください。別紙1企画書でございます。目的、日程、作品名等、お示しのとおりの内容で、北とびあを会場に行われます。

3ページをごらんください。6件目でございます。事業名が「きたく子ども劇場あそび表現活動 平成29年度後期(①Tok i ☆Dok iひろば、②おもちつき、③こども文化祭)」。主催者がきたく子ども劇場でございます。お示しのとおりの内容で、東十条児童館ほかを会場に行われます。

次に7件目でございます。事業名が「平成29年度北区赤羽少年野球第47回秋季大会」、主催者が北区赤羽少年野球連盟でございます。お示しのとおりの内容で、赤羽自然観察公園多目的広場を会場に行われます。

次に8件目でございます。事業名が「第21回 親子でチャレンジ飛鳥山」、主催者が東京都北区青少年委員会でございます。お示しのとおりの内容で、飛鳥山公園を会場に行われます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをお開きください。9件目でございます。事業名が「独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」平成29年度(後期) 自然と遊ぼうネイチャーゲーム」、主催者が王子シェアリングネイチャーの会でございます。

9ページをお開きください。別紙2の事業計画書となります。目的、ねらい、日程、プログラム等お示しのとおりの内容で、北区中央公園ほか区内公園を会場に行われます。

5ページにお戻りいただきまして、事業実績報告となります。5ページの2件と裏面

の3件、計5件となります。こちらにつきましては、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

私からは以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

では、ご質疑・ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これもちまして、平成29年第7回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。